



■昨年開催した議会報告会

# 平成24年1月1日施行 議会基本条例を制定

## 議会改革

地方分権改革によって自治体の権限が拡大し、議会の役割も大きくなりました。これに対応して議会改革を積極的に進めることが求められ、また、議会の基本理念、議員の責務・活動原則など議会に関する基本的な事項を定める「議会基本条例」の制定の是非についても議員の間から声が聞かれるようになりました。

## 経 過

平成20年から総務企画常任委員会が議会基本条例の先進地に視察を重ね、平成21年に議会基本条例の権威である北海学園大学教授の神原勝先生を講師にお招きし勉強会を開催し、平成22年9月に9人の委員からなる議会基本条例策定研究会を設置し、平成23年1月までに計9回の検討を重ねてきました。また、この条例案に係る「議会報告会」を中央公民館、東大高公民館において開催したところ、多くの町民の方々にご参加をいただき、貴重なご意見を頂戴いたしました。いただきましたご意見を条例案に反映し、これをもとにパブリック・コメントを実施し、町民のみなさんと共に作り上げる条例となったことに充実感を覚えています。



■平成21年に開催した神原先生勉強会

## 武豊町議会 基本条例の特徴

- 町民と議会との対話集会を開催(第11条)
- 町長等の反問権を明記(第15条)

「町民の信託に全力で応えていくことを決意し」、「町民の福祉の向上や町勢の伸展に寄与し、豊かなまちづくりを実現する」ことを目的に、議会と議員の活動の原則を定め、この原則に基づき取り組みとして、町民と議会との関係、議会と行政との関係などを明らかにしているものです。

また、このほかに議会の機能強化、議員の政治倫理、議員定数と議員報酬に関する事項を総合的・体系的に定めており、議会にとって最も基本となる条例です。

前文ならびに第1章から第9章までの9章、および附則で構成されています。まず、第1章で目的を定めています。第2章と第3章で町民の代表である議会と議員の責務や活動原則を定め、第4章で議会の説明責任、町民の議会参画、対話集会など、町民と議会の関係を定めています。その議会の責務や活動を最大限に発揮し、議決機関としての役割を適切に果たしていくため必要な事項を第5章から第8章で定めています。